

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

直送済

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 唯野久子 ほか


被告 GEジャパン株式会社 ほか

## 証 拠 説 明 書 (2)

平成28年1月26日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

被告GEジャパン株式会社訴訟代理人

弁 護 士 岡 田 和 樹 弁 護 士 山 川 亜 紀 子 弁 護 士 高 橋 茜 莉 弁 護 士 大 田 愛 子 

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
乙2	意見書 及び訳文	原本	2016.1.24 Sebastiaan M.S. Reitsma 訳文は被告G Eジャパン株 式会社代理人	原賠法の責任集中制度が、原発事故の被害者の救済方法として最も効果的なものとして国際的に広く確立された制度で、責任集中制度を維持することは、日本が批准したCSC条約上の義務でもあること、等。